

あなたも受けてみませんか？うちの健康診断

下呂市木造住宅無料耐震診断のご案内

これまで発生した震災において、耐震基準が変わる前の昭和 56 年 5 月 31 日以前の本造住宅は地震の被害を強く受けています。

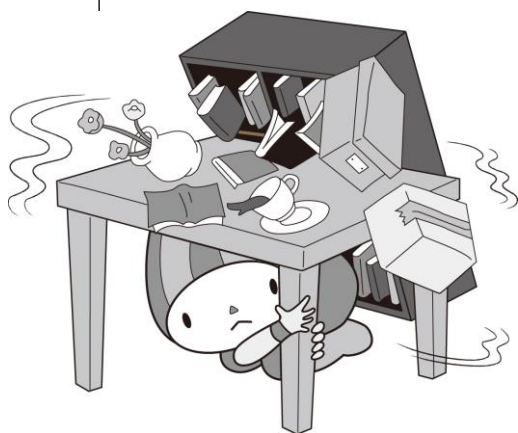
耐震診断は人間で例えると健康診断です。建物が倒壊し、大切なものを失って気づくのでは遅すぎます。ぜひこの機会に耐震診断を！！

木造住宅無料耐震診断の対象となる住宅はつぎのとおりです。

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工*された一戸建て住宅であること。
 - ・住宅の所有者が実施するもの。
 - ・併用住宅（店舗など）の場合は、延べ面積の半分以上が住宅であること。
 - ・申込書提出期限は 11 月 30 日までです。
- ※増築を行った住宅は、時期と内容により対象外となる場合がありますので、お問合せください。

無料診断の流れ

- ① 対象となる要件をご確認の上、市役所建設部建設総務課へご連絡ください。
- ② 後日、担当職員が現地確認・問診に伺い、審査後診断決定のお知らせをします。
- ③ 診断を行う『岐阜県木造住宅耐震相談士』（県に登録された建築士です）より、後日連絡が入ります。（相談士と調整いただき、現地調査日時を決定してください。）
- ④ 現地調査（天井裏や床下を確認することもあります）
- ⑤ 後日、相談士が再度住宅にお伺いします。診断結果と補強アドバイスを示した報告書により説明を行います。



==== 診断結果について =====

住宅の耐震性能を「耐震評点」で表します。

- 1.5 以上 倒壊しない
- $1.0 \leq 1.5$ 一応倒壊しない
- $0.7 \leq 1.0$ 倒壊する可能性がある
- 0.7 未満 倒壊する可能性が高い

耐震診断実施後、耐震補強工事に対する補助金制度があります。

お問合せ先：下呂市役所建設部建設総務課（下呂総合庁舎 2 階）
電話：53-2010（内線 111）

【令和 7 年度版】

